



アリンコ
ちゃんの

消費生活だより

Vol.9 令和6年8月30日

その注文、「定期購入」になっていませんか？



「インターネットの通信販売サイトで商品を注文したら、いつのまにか『定期購入』になっていた」という相談が数多く寄せられています。

インターネット通販で注意すること



初回お試し
無料？

◆ サイトの画面を注意深く見ましょう

「お試し価格!」「〇kg減量!」「残り〇個!」といった**謳い文句**や**あおり文句**で消費者の購買欲をかき立てたり、不必要に焦らせたりするインターネット通販サイトが多数あります。

悪質なサイトは「定期購入」であることを隠したり、分かりにくい場所に小さい文字で表記したりしています。また、「次へ進む」などのボタンをクリックするうちに、**いつの間にか「定期購入」になっていた**などの巧妙な手口のサイトもあります。

「何かあやしい」と感じる力を身につけましょう!

※ インターネット通販は**クーリングオフできない**ので注意してください。

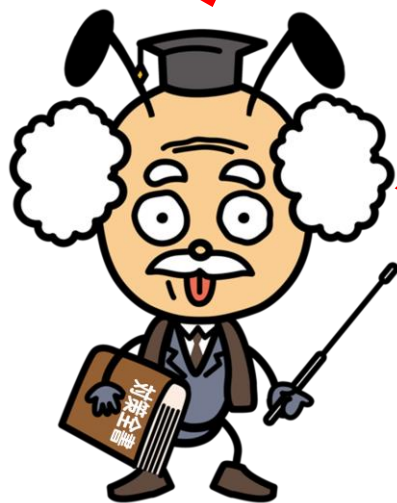
◆ 注文の「最終確認画面」で、契約条件を確認しましょう

特定商取引法において、販売業者は「**最終確認画面**」で「定期購入」であることを表示する義務が定められているので、この画面で次の項目をチェックしてください。

- 定期購入が条件になっていませんか？
- 継続期間や購入回数が決まっていますか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約・返品できるか、解約・返品できる場合の条件（返品特約）を確認しましたか？
- お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか？

〔独立行政法人国民生活センターホームページより〕

ワンポイント
アドバイスじゃ



販売サイトのスクリーンショットを撮って保存しておこう!

⇒ 販売サイトの**広告画面**や注文の**最終確認画面**の**スクリーンショット**※を撮って保存しておく、万が一トラブルに遭ったときの証拠資料となるのじゃ。これは定期購入だけでなく、インターネット通販全般で有効な方法じゃぞ。

(※スクリーンショット…パソコンやスマートフォンの画面に表示されている内容をそのまま画像として保存する機能のこと)



契約トラブルなど「こんなのアリ?」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【相談専用電話】

宮崎県消費生活センター

0985-25-0999

都城支所

0986-24-0999

延岡支所

0982-31-0999

【消費者ホットライン】



188

(お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

